

「終活」を考える （「おひとり様」「おふたり様」を中心に）

コンフィアンサ行政書士法務事務所

1

「終活」のポイント

「終活」はご家族の構成で検討するポイントが
異なってきます

（１）相続人のうち、子・孫と親しくしている方の場合
⇒資産の承継、節税対策、祭祀承継、など

（２）相続人がいない、或いは疎遠である場合
（いわゆる、「おひとり様」「おふたり様」）
⇒日常生活のサポート、死後の財産の行方、死後の事務、など

2

おひとり様おふたり様が「終活」で検討しておくべき事柄

	認知症発症時の対策	ご逝去後
日常生活	日常の各種手続き 体調管理（緊急時の連絡先） 医療手続 施設入所時の手続 など	行政への各種届け 葬儀のこと 居宅・居室の整理 未払管理費、日常債務の支払い など
財産管理	生活資金の収支管理 保険証書や契約書の保管 実印・印鑑証明の管理 など	金融機関の解約 相続人へ相続手続き 寄付する場合、その手続き など

⇒「誰に」「何を」「どのように」依頼するか、
を具体的に検討しておく事が重要

3

「終活」で検討したい契約等①

契約	目的	方法
事務委任契約	お元気な間の安否確認や一部の生活事務を委任する	公正証書が望ましい
任意後見契約	認知症等判断能力低下した際の、財産管理や身上監護をしてくれる人を事前に指定しておく	公正証書
尊厳死宣言書	自分らしい最期を選択する	公正証書 私文書
死後事務委任契約	葬儀の手配、納骨、施設等の清算、居宅等の処分手続き、等について生前に依頼者と契約を結ぶ	公正証書が望ましい
遺言書	遺言執行者の指定、相続財産の処分、祭祀主催の指定など	公正証書、自筆証書

※他に、一部または全部の財産を第3者に信託・管理してもらう「民事信託」もあり

4

「終活」で検討したい契約等②

時系列で流れを見ると

検討する時期はここまで

	判断能力がある時	判断能力が衰えた時	死亡
事務委任契約	契約の締結と履行	終了	—
任意後見契約	契約締結	後見開始	—
尊厳死宣言	宣言書作成	—	実現
死後事務委任契約	契約締結	—	事務開始
遺言書	作成	—	執行開始

※重要

判断能力が衰えた後は、各契約書や遺言書等の作成等はできない
(無効と判断される可能性大)

⇒判断能力があるうちに検討しておく必要があります。

5

① (判断能力がある間の) 事務委任契約

事務委任契約とは

ご本人の状況を把握しつつ、お元気な間の生活事務のサポートを委託する契約

例えば

- ① 定期的な面談や電話でご本人の判断能力や健康状態の確認(見守り)
- ② 介護施設や医療機関等への同行や本人に替わって利用契約書の締結

など

具体的な依頼項目は「代理権目録」に明記します。

6

② (認知症になったら) 任意後見契約 (1)

任意後見契約とは

- ① 認知症等判断能力が衰える前に
- ② 認知症等判断能力が低下した時の「財産管理」や「身上監護」をしてくれる人（「任意後見人」）を
- ③ 事前に指定する契約

具体的な依頼・委任する内容は「代理権目録」に明記する

7

② (認知症になったら) 任意後見契約 (2)

任意後見人の仕事① 「財産管理」

ご本人のための

財産管理

契約手続

• 預貯金の管理



• 遺産分割協議



• 有価証券類の管理や処分



• 不動産の管理や処分



• 家財類の処分



• 保険契約の加入、処分



など

8

② (認知症になったら) 任意後見契約 (3)

任意後見人の仕事② 「身上監護」

ご本人の

健康状態に配慮し

日常生活を支援する

- ケアプラン確認
 - ヘルパーやデイサービス契約手続き
 - 施設への入所手続きや病院の入退院手続き
 - 年金手続等公共機関手続き
- など

9

③ 尊厳死宣言

「自分の最期は、自分らしく迎えたい」

⇒「尊厳死宣言（リビングウィル）」を残して希望を表明しておく

- 文書の形式は自由。
- 何回も書き換え可

10

④死後事務委任契約（1）

死後事務委任契約とは

ご自身が亡くなった後の「事務作業」を委任する契約

例えば

- 葬儀会社とのやり取り、親族・お寺等と葬儀内容の打ち合わせ、火葬・納骨の実施
- 医療費や施設利用料等の精算事務
- 家財等私物の処分
- 各種契約の解約 など

11

④死後事務委任契約（2）

※注意

死後事務委任契約では相続財産の処分や承継事務はできません。

⇒相続財産の処分・承継には遺言書が必要

12

⑤遺言書（1）

遺言書の重要な目的

・自身の財産を、「『誰に』『どのように』承継するか」を指定すること。

例えば、遺言書がないと

夫婦間に子供がいらっしゃらない場合、遺産の一部は配偶者の兄弟が相続することになります。

⇒「全財産を配偶者に相続させる」という遺言書があれば、すべての財産は配偶者が相続

13

⑤遺言書（2）「遺贈」

お子様も配偶者もいらっしゃらない（おひとり様）場合の対策例として

例えば

- ①生前お世話になった人へ「遺言で贈与」（「遺贈」と言います）する、という遺言書を残す。
- ②「遺贈」で自治体や公益団体、出身学校等へ「寄付」する（「遺贈寄付」と呼ばれます）。

など、「遺言で贈与」する「遺贈」という方法もあります。

14

さいごに

ここまでごせつめいしてきた「終活」で検討したい契約等

契約	目的
事務委任契約	お元気な間の安否確認や一部の生活事務を委任する
任意後見契約	認知症等判断能力低下した際の、財産管理や身上監護をしてくれる人を事前に指定しておく
尊厳死宣言書	自分らしい最期を選択する
死後事務委任契約	葬儀の手配、納骨、施設等の清算、居宅等の処分手続き、等について生前に依頼者と契約を結ぶ
遺言書	遺言執行者の指定、相続財産の処分、祭祀主催の指定など

※他に、一部または全部の財産を第三者に信託・管理してもらう「民事信託」もあり

これら各契約書や遺言書等の作成等は、判断能力があるうちに行っておく必要があります。

ご自身の「終活」準備として今何が必要か、一度専門家に相談されることをお奨めします。